|  |
| --- |
| **アイリス税理士法人****デイリーレポート** |
| 2021年2月4日(木) | **アイリス税理士法人**東京都品川区西五反田二丁目29番5号　日幸五反田ビル5階 TEL 03-5476-3737 FAX 03-5436-3740福岡市中央区大手門二丁目1番10号　アイリス税理士法人ビル2階TEL　092-733-1840　FAX　092-733-1842　Email　m.noshita@happy.or.jp |

**働き方改革について今年度内に行うこと**

**「⑩のチェックシート」で確認を**

日本商工会議所は「中小企業のための働き方改革⑩のチェックシート」（<https://www.jcci.or.jp/20201111_checksheetjcci.pdf>）を作成しました。これは、2019年4月から順次施行されている働き方改革関連法について、対応状況を確認するためのツールです。

大きくわけて、以下の3つが対象です。

1. 時間外労働の上限規制
2. 年次有給休暇の取得義務化
3. 同一労働同一賃金

①と②については、すでに中小企業も適用対象となっているため、制度としては導入されていると思いますが、実際の運用状況についてはいかがでしょうか。労働時間が上限ぎりぎりになっていないか、有給休暇を年度内に５日取得できそうか、勤務表を確認し、必要に応じて業務量の調整を行いましょう。

より改善を行うためには、厚生労働省の診断ツールがあります。同じ業種の他社との比較分析や、参考事例の入手もできますので、活用してみましょう。（[「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断 | 働き方・休み方改善ポータルサイト (mhlw.go.jp)](https://work-holiday.mhlw.go.jp/diagnosis/)

**同一労働同一賃金の対応**

　一方で、③同一労働同一賃金の対応はいかがでしょうか。

中小企業への適用は2021年4月からスタートしますが、日本商工会議所の10月の調査では、中小企業のおよそ半数について、準備が進んでいないという結果がでています。その大きな要因としては「わかりづらさ」があげられています。様々なセミナーも開催されていますが、まだ対応ができていないという場合には、「同一労働同一賃金まるわかりBOOK」（[roudoubook.pdf (tokyo-cci.or.jp)](https://www.tokyo-cci.or.jp/seisaku/pdf/roudoubook.pdf)）に目を通してみましょう。厚生労働省のガイドラインや2020年10月に出された最高裁判所の判決も踏まえながら、具体的な対応策が各待遇・手当ごとに整理されています。助成金や支援ツールの情報も確認できます。

日本商工会議所は、印刷したガイドブックをセミナーや全国各地の商工会議所窓口、経営指導員による巡回指導等で配布するとのことです。

**対応を進めるためには、労使間での話し合いも大切ですね。**

